

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成27年法律第16号）第3条第1項に基づき、令和7年度予算における特別防衛調達の概要等を別紙1及び別紙2のとおり公表します。

令和7年1月9日
防衛大臣 中谷 元

令和 7 年度予算における特定防衛調達の概要等について

1 特定防衛調達の概要

(1) 対象となる装備品等及び数量

戦闘機 (F-2) 用搭載機器 25 式

(2) 本特定防衛調達に係る長期契約の期間

令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 箇年度

(3) 対象となる装備品等の概要

令和 10 年度に 8 式、令和 11 年度に 8 式、令和 12 年度に 9 式納入予定

(4) 本特定防衛調達に関する令和 7 年度の予算額 (国庫債務負担行為の限度額)

約 168.0 億円

(各年度の年割額)

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合計
103.1 億円	0.1 億円	—	14.2 億円	14.2 億円	36.4 億円	168.0 億円

注 各年度の年割額は四捨五入

2 本特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額

(1) 長期契約によらずに調達した場合に見込まれる経費の額

約 200.7 億円

(各年度の年割額)

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合計
39.8 億円	39.6 億円	44.4 億円	24.7 億円	24.6 億円	27.7 億円	200.7 億円

注 各年度の年割額は四捨五入

(2) 長期契約により調達することによって縮減される経費の額

約 32.7 億円 (約 16.3%)

令和 7 年度予算における特定防衛調達の概要等について

1 特定防衛調達の概要

(1) 対象となる装備品等の整備に係る役務及び数量

P B Lによる船舶の維持整備 1 式

(2) 本特定防衛調達に係る長期契約の期間

令和 7 年度から令和 1 2 年度までの 6 箇年度

(3) 対象となる装備品等の整備に係る役務の概要

輸送船舶 2 隻に対する維持整備に係る成果保証型の役務

(4) 本特定防衛調達に関する令和 7 年度の予算額（国庫債務負担行為の限度額）

約 3 0 . 5 億円

(各年度の年割額)

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合計
—	2.8 億円	2.9 億円	9.4 億円	3.2 億円	12.1 億円	30.5 億円

注 各年度の年割額は四捨五入

2 本特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額

(1) 長期契約によらずに調達した場合に見込まれる経費の額

約 4 0 . 2 億円

(各年度の年割額)

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合計
—	3.8 億円	3.8 億円	12.4 億円	4.3 億円	16.0 億円	40.2 億円

注 各年度の年割額は四捨五入

(2) 長期契約により調達することによって縮減される経費の額

約 9 . 7 億円（約 2 4 . 2 %）